

入 札 説 明 書

上田労働総合庁舎照明器具ＬＥＤ化改修工事

【電子調達システム対応案件】

入札書は、原則電子調達システム（ＧＥＰＳ）で提出してください。

< ＧＥＰＳ利用による利点 >

- * 入札書類提出時の訪問や発送、入札会場での立合いが不要！
- * 契約書作成にかかる印紙税及び発送費用の削減！
- * 紙媒体による書類紛失等の未然防止！

ご利用の方はサイトＵＲＬよりアクセスください ⇒ <https://www.p-portal.go.jp>

長野労働局 総務部 総務課 会計第三係

入 札 説 明 書

入札は、別に示した事項の他、この説明書の定めるところにより行う。

第 1 競争参加資格については以下のとおりとする。

◎厚生労働省における「令和 7・8 年度一般競争参加資格」で工種「電気」の入札参加資格等級が「B」または「C」ランクであるもの、または工種「建築一式」の入札参加資格等級が「C」または「D」ランクであるものとし、競争参加地域は「関東甲信越地域」であるものとする。

◎次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条に該当する者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- (4) 警察当局から排除要請のある者
- (5) 労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件請負契約を締結することが不相当であると判断した者
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにもかかわらず、加入をしていない者
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者
- (9) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者
- (10) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したと認められる者。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。
- (12) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有していない者。

第 2 入札に参加する者は、仕様書、工事請負契約書（案）を熟知しておくこと。

なお、入札者は入札後においては、この説明書に掲げた事項及び仕様書、工事請負契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

第3 質問事項は、様式1「質問書」により以下の日時までに提出すること。

令和8年7月31日（金）正午まで

質問書送付先：〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目22-1

長野労働局総務部総務課会計第三係 あてメールまたは郵便

回答については、入札説明書を受領した入札参加予定業者に対して、

令和8年8月7日（金）午後5時（予定）までにまとめること。

第4 入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札者は、入札書に記載した金額に係る費用内訳書（任意様式）を入札書に添付すること。入札金額は、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

第5 入札書は、原則電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムを導入していない等の事情により、紙による入札参加を希望する場合には、様式2「電子入札における紙入札方式での参加について」により令和8年8月18日（火）正午までに申し出ること。

また、電子入札システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

1 電子入札システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和8年8月19日（水）午後2時00分までとする。

（電子入札システムに到着するように提出すること。なお、電子入札システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。）

なお、第7に記載した再入札を行う場合には、入札参加事業者に対し、電話により参加希望の有無を確認のうえ、直ちに再入札を開始するので、再入札に参加を希望する場合は必ず端末の前に待機すること。

2 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和8年8月19日（水）午後2時

（郵送の場合は受領期限の前開庁日 {令和8年8月18日（火）} までに到着するように簡易書留にて送付し、かつ受領の確認をすること。）

② 入札書の提出場所

長野労働局 長野市中御所一丁目22-1

③ 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目22-1

長野労働局総務部総務課会計第三係 TEL 026-223-0550

④ 入札書の提出方法

入札書は、様式3「入札書」の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官長野労働局総務部長 殿と記載）及び「8月19日開札 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事の入札書在中」と朱書すること。

⑤ 郵便（書留郵便に限る。）による提出方法

二重封筒とし、表封筒に「8月19日開札 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、入札書の受領期限（2-①記載）までに下記の送付先に、到達しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 再入札に参加を希望する場合の提出方法

第7に記載した再入札を行う場合に当該再入札への参加を希望する者は、各入札に係る入札書を様式3によりそれぞれ作成し、各封筒（郵便の場合は中封筒）の封皮に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第●回」…とそれぞれ明記すること。

郵便による入札書の提出先

〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目22-1

3 内訳書の提出

本入札に参加する者は、入札書に記載した金額に係る内訳書を提出しなければならない。

4 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

5 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない場合にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

6 代理人による入札

① 代理人が電子入札システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続を完了しておくこと。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続をする時点までに委任の手続を完了しておくこと。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、会社名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）するとともに、開札時まで様式4「委任状」の様式による代理委任状を提出すること。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

第 6 開 札

1 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

2 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて

行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出すること。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第 7 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

第 8 その他

- 1 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 2 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、様式 5「入札参加適合条件証明書」、様式 6「入札説明書受領書」、様式 7「保険料納付に係る申立書」、様式 8「自己申告書」及び令和 7・8 年度一般競争に係る「資格審査結果通知書」(写)を令和 8 年 8 月 1 8 日(火)正午までに提出すること。

なお、提出方法は、電子入札システムによる入札参加希望者は当該システムにより、紙による入札参加希望者は紙によりそれぞれ提出すること。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 3 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、本入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ① 最低価格の入札者となった場合でも、当該入札が、会計法第 2 9 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限内で次順位の者を落札者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子入札システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

第 9 本入札は、低入札価格調査の対象となる入札であり、調査を要する場合は調査への協力義務があるため留意すること。低入札価格調査基準に該当した場合、様式 9 提出書、様式 10 申出書及び申出書の事実確認を行なうための添付書類が必要となる。上記積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求める場合がある。積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない場合がある。

第 10 落札者は、速やかに工事契約に関する打ち合わせを行うこととし、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約書を差し出さなければならない。

第 11 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とすること。

第 12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1 長野労働局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により長野労働局総務部総務課に報告すること。
- 3 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、長野労働局総務部総務課と協議を行うこと。

第 13 人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイド

ライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

第 14 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683
- ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

◎ 様式一覧

- ・ 様式1 質問書
- ・ 様式2 電子入札における紙入札方式での参加について
- ・ 様式3 入札書
- ・ 様式4 委任状
- ・ 様式5 入札参加適合条件証明書
- ・ 様式6 入札説明書受領書
- ・ 様式7 保険料納付に係る申立書
- ・ 様式8 自己申告書
- ・ 様式9 提出書
- ・ 様式10 申出書

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

住 所

名 称

代 表 者

回答・連絡先担当者 役職名・氏名

TEL

FAX

質 問 書

案件名 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり質問いたします。

番 号	質 問 事 項

- 注 1 用紙はA4版で、複写できるものとする。
- 2 記入は、黒インク、黒ボールペン、タイプなどの類とする。
- 3 質問事項ごとに番号を付けるものとする。
- 4 一般的事項に関する質問があれば、別紙に記入する。
- 5 質問が無い場合は提出しなくてよい。
- 6 質問は代表者及び代表者より委任を受けた者が行うものとする。
- 委任を受けた場合は委任状を提出すること。

質問書送付先

長野労働局 総務部総務課会計第三係青山
aoyama-takuma@mhlw.go.jp 又は 郵便

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

住 所

名 称

代 表 者

TEL

FAX

電子入札における紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

1 案件名 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事

2 電子入札システムでの参加ができない理由

入札書

案件名 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり入札いたします。

¥

(注:上記に記する金額は、税抜きとすること。)

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東 尚史

殿

様式4

委任状

代理人氏名 _____

代理人が使用する印鑑

私は、下記案件に係る入札について、上記の者を代理人と定め、当該入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

案件名 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事

令和 年 月 日

住 所

名 称

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史

殿

様式5

入 札 参 加 適 合 条 件 証 明 書

案件名 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事

貴局発注の標記入札案件について、会計法、その他関係法令を厳守し、入札公告記2の
各事項について該当がないことを証明し、入札に参加いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

(連絡先担当者氏名)

(連絡先電話番号)

(FAX番号)

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

様式6

入 札 説 明 書 受 領 書

案件名 上田労働総合庁舎照明器具LED化改修工事

上記件名の、「入札説明書」を受領しました。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

TEL

FAX

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚史 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

(連絡先担当者氏名)

(連絡先電話番号)

(FAX番号)

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東 尚 史 殿

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 東 尚史 殿

(様式 9)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長 様

所在地

入札者 名 称

代表者

㊞

予算決算及び会計令第 8 5 条及び厚生労働省所管会計事務取扱規程 2 2 条に基づき、低入札価格調査制度に関する書類を下記のとおり提出します。

記

1 工 事 名 _____

2 工事場所 _____

3 提出書類

(1) 申出書 (様式 1 0)

(2) 月 日現在の残高証明書

(3) 当該工事に要する人件費総額の見込み及び職種毎の人件費の内訳がわかる書類

※工事の現場従業員を対象とする。

※下請に発注する工事がある場合は、下請の労働者の人件費も含む。

(様式 10)

申 出 書

項 目	内 容
① 当該価格により入札した理由	
② 手持工事の状況	
③ 工事場所と事業所や資材置場等との関連（地理的状況）	
④ 手持資材及び手持機械数の状況	
⑤ 資材購入先及び購入先と貴社との関係	
⑥ 労務者（技術者）の具体的供給見通し（配置計画）	
⑦ 過去に施工した類似公共工事等の工事名と発注者	
⑧ 経営内容	

⑨人件費総額の見込みを算出した計算式	計算式例 ((単価) × (人数) × (工期 (日数))) ※計算式は労働者の「単価」がわかるように記載すること。 ※必要に応じて単価毎、工事毎に分けて記載すること。 ※人件費総額の見込みを計算式で算出し難い場合は、 単価が一番低い労働者（下請を含む）の人件費の総額について、上記に留意しながら、計算式により示すこと。
⑩入札額の算出にあたり、原材料費、燃料費等のエネルギーコストの単価は、何を根拠としたか。	

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121